

別記様式第7号(第5条関係)

公文書不存在通知書

蘭 広 報 号
令和3年8月〇〇日

野 村 一 也 様

蘭越町長 金 秀 行



令和3年8月17日付けで請求のありました公文書の開示について、該当公文書が存在しませんでしたので、蘭越町情報公開条例第15条の規定に基づき通知します。

1 請求に係る公文書の名称又は内容	蘭越町ホームページリニューアル業務委託に掛かるすべての書類
2 不存在の理由	一部の書類が未作成または事実不存在 (選定委員会の第3回、第4回、第7回の報告が不存在)
3 担当課等	総務課広報広聴係
4 備考	

教 示

- この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、蘭越町長に対して、審査請求をすることができます。
- この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日(前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日)の翌日から起算して6月以内に、蘭越町を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。